

国民健康保険の特定健康診査は 昨年よりお得に受診できます

(受診料 1,000円 → 500円)



詳しくは、市HPを
ご覧いただくか、国保
医療課(☎47-8132)へ。



市HP

市国民健康保険加入者を対象に実施している、特定健康診査の受診料が、従来の1,000円から令和4年度は500円になり、よりお得に受診していただけるようになりました。

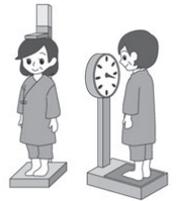
特定健康診査は、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群)に着目した健診です。

生活習慣病の早期発見と早期治療のため、年に一度、特定健康診査を受診して、自分の健康を守りましょう。

- 対象/40~74歳(昭和22年9月1日~昭和58年3月31日生まれ)の市国民健康保険に加入している人で、今年度の特定健康診査を未受診の人 ※妊婦、6か月以上入院している人を除く
- 検査項目/問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査など
- 受診料/500円(令和4年度末の年齢が40歳の人は無料)

- 持ち物/健康保険証、受診票、受診料
- 受診方法/誕生日ごとに送付している受診票が届いたら、同封の「実施医療機関一覧」に掲載されている指定の医療機関へ事前に電話で予約し、受診してください
※一部予約が不要な医療機関もあります
- 受診票の送付スケジュール/下表のとおり

4~6月生まれ	送付済み
7~9月生まれ	5月下旬
10~12月生まれ	6月下旬
1~3月生まれ	7月下旬
令和4年度末の年齢が40歳と75歳の人は、5月下旬に送付します	



早期に受診票の送付を希望する場合や紛失などによる受診票の再発行は、国保医療課にご連絡ください。

通学路のブロック塀などの撤去に補助

市は、小中学校の通学路に面するブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

大規模地震によるブロック塀などの倒壊事故を未然に防止するため、ぜひご活用ください。

- ◆申込/12月28日までに、建築指導課で配布の事前相談書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆問合せ/同課(☎47-8436)へ



対象者	対象工事	補助額	募集件数
ブロック塀などの所有者または管理者	市内にある、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、小中学校の通学路に面しているものを撤去する工事	「撤去工事費の2分の1」の額、または「撤去する塀の延長(m)×1万円」の額のいずれか少ない額 【上限20万円】	30件

空き家の取り壊しに補助 空家等除却支援事業補助金

市は、市内にある空き家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します(着工前に申請が必要)。

- ▶対象者/空き家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- ▶対象空き家/市内にある個人所有で状態の悪い空き家(現地調査あり) ※対象要件は市HPに掲載
- ▶対象工事/市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額/対象工事費用の3分の1(上限30万円) ※空き家の状態・規模・所在地によって拡充あり
- ▶問合せ/住宅課(☎47-8184)へ



吹付けアスベスト 調査や除去などに補助

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物(取り壊し予定も含む)を対象に、吹付けアスベストの含有調査や除去工事の費用の全額または一部を補助します。

吹付けアスベストの使用が疑われる箇所を発見した場合は、早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。

地震に備えて! 耐震診断などに補助

市は、耐震診断や耐震改修費用などの全額または一部を補助します。

大規模地震による被害を抑えるため、ぜひご活用ください。

- ◆申込/12月28日までに、建築指導課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆問合せ/同課(☎47-8436)へ



事業区分	補助対象	補助額	募集件数
木造住宅	耐震診断	費用の全額(無料で診断を受けることができます)	50戸
	耐震改修設計	費用の1/3以内【上限10万円】	1戸
	耐震改修工事	耐震補強の構造評点などにより異なります【上限110万円】※	4戸

※構造評点0.7の改修の場合の上限は84万円

- ◆申込/12月28日までに、建築指導課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ持参
- ◆問合せ/同課(☎47-8436)へ

事業区分	補助対象※	補助額	募集件数
アスベスト含有調査に要する費用	①延べ面積が1,000㎡以上の建築物	費用の全額【上限25万円】	1件
	②延べ面積が300㎡以上の集会所、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗など		
	③住宅(附属車庫、附属物置は除く)		
アスベスト除去などに要する費用(代替材の施工費用などを含む)	すべての建築物	費用の2/3以内【上限200万円】	1件

※建築物石綿含有建材調査者が実施する含有調査や同調査者の計画に基づく除去工事で、令和5年1月31日までに完了するもの(申請前に、市職員による現場確認が必要)